


船舶事故調査報告書

平成31年1月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年8月12日 13時50分ごろ
発生場所	香川県高松市女木島 ^{めぎ} 南東方沖 女木島灯台から真方位085° 490m付近 （概位 北緯34° 22.8′ 東経134° 02.6′）
事故の概要	プレジャーボート ^{エフアール} FR-21 F115 は、北東進中、また、水上オートバイ ^{ラムランナー} Rum Runner は右回転中、両船が衝突した。 Rum Runner は、同乗者が負傷し、右舷船尾部外板の破口等を生じ、また、FR-21 F115 は、左舷船首部外板に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成30年9月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート FR-21 F115、5トン未満 260-34742 香川、香川マリン株式会社（A社） 5.70m (Lr) × 2.14m × 1.03m、FRP ガソリン機関（船外機）、84.6kW、平成7年12月 B 水上オートバイ Rum Runner、0.2トン 280-44741 香川、株式会社ティエラル 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、183.9kW、平成28年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 22歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年6月11日 免許証交付日 平成27年6月25日 （平成32年6月10日まで有効） B 船長B 男性 22歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年8月14日 免許証交付日 平成26年8月14日 （平成31年8月13日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷1人（同乗者B）

<p>損傷</p>	<p>A 左舷船首部外板に亀裂 B 右舷船尾部外板に破口、右舷船尾部補強材に欠損及び亀裂（全損）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人6人を乗せ、搭乗者4人が乗った塩化ビニール製の浮体を長さ約15mの化学繊維製のえい航索でえい航し、平成30年8月12日13時15分ごろ高松市芝山海浜公園の海岸を出発して同海岸沖を緩やかに蛇行しながら遊走していた。</p> <p>A船は、船長Aが女木島東岸にある砂浜に向かうこととし、約35～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により北東進を開始した。</p> <p>船長Aは、女木島南西方沖で、A船の同乗者の1人（以下「同乗者B」という。）からB船に移乗して遊走したい旨の申し出があったので、A船を停船させ、同乗者BをB船に移乗させた。</p> <p>A船は、B船に続いて遊走を再開し、船長Aが、左舷前方約40mのところ、B船がA船と同じ方向に向かって遊走していることを認めていたが、仲間の水上オートバイなので、衝突の危険はないと思い、時々後方の浮体の様子を見ながら、約35～40km/hの速力で航行した。（イメージ図1参照）</p>  <p>イメージ図1 B船がA船の前路を航行している状況</p> <p>A船は、後方を見ていた船長Aが、前方を振り向いたとき、至近にB船を認めたが、どうすることもできず、13時50分ごろ、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突し、B船を乗り越えた。</p> <p>船長Aは、B船の近くに返ってA船の主機を停止させ、通り掛かったプレジャーボート（以下「C船」という。）に救助を要請するとともに自らも海中に飛び込んだ。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、13時30分ごろ芝山海浜公園の海岸を出発してA船と共に遊走していた。</p> <p>船長Bは、B船をA船の近くに移動させて停止し、同乗者BをB船の後部座席に乗せた。</p> <p>B船は、約35～40km/hの速力で遊走を再開し、右舷後方約40mのところ、A船を見る状態で北東進中、船長Bが、A船から離れて</p>

単独で遊走しようと思い、一旦減速して左転し、船首を北西方に向けた。

B船は、船長Bが、同乗者Bを楽しませようと思い、その場で増速しながら右回転中、右舷方至近にA船を認め、ハンドルを左に切ったが、A船と衝突した。(イメージ図2参照)



イメージ図2 A船とB船が衝突した状況

船長B及び同乗者Bは、B船がA船と衝突した際に海中に投げ出されたが、C船に救助されて芝山海浜公園の海岸まで運ばれ、同乗者Bが、同海岸にいた仲間が要請した救急車で高松市内の病院に搬送され、外傷性くも膜下出血、後頭骨骨折及び右鎖骨遠位端骨折と診断された。

B船は、自力で航行することができず、マリーナまでA船にえい航され、後日、廃船処理とされた。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2-1 A船の損傷、写真2-2 A船の損傷(左舷船首部) 参照)

その他の事項

船長A、船長B及び同乗者Bは、10時ごろから仲間約17人と共に芝山海浜公園でバーベキューをしながらA船、浮体及びB船に分乗して遊走を楽しんでいた。

船長Aは、平成27年に小型船舶操縦免許を取得後、A社のレンタル会員となり、年に約3~4回プレジャーボートでトーイング等の遊走を楽しんでいた。

船長Bは、平成26年に特殊小型船舶操縦免許を取得後、年に約5回水上オートバイの操船を行っていた。

船長Bは、A船が女木島東岸にある砂浜に向かっていていることを知らなかった。

船長Aは、衝突の少し前からB船の動きを見ていなかったため、B船が前路にいると思わなかった。

船長Bは、衝突の少し前からA船の動きを見ていなかったため、A船がB船に向かって接近していると思わなかった。

船長A及び船長Bは、本事故当時、互いに動静を継続して監視し、それぞれの船の向きや位置を把握していればよかったと本事故後に思った。

分析

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、女木島南東方沖において、B船の右舷後方を遊走しながら北東進中、船長Aが、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向かって衝突するおそれがある状態で接近していることに気付かず、前路で右回転中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船がA船と同じ方向に向かって遊走していることを認めていたが、仲間の水上オートバイなので、衝突の危険はないと思い、時々後方を振り向き、浮体の様子を見ながら航行していたものと考えられる。</p> <p>B船は、女木島南東方沖において、A船の左舷前方を遊走しながら北東進中、A船から離れて単独で遊走しようと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船がB船に向かって衝突するおそれがある状態で接近していることに気付かず、一旦減速して左転し、その場で増速しながら右回転中、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、女木島南東方沖において、A船がB船の右舷後方を遊走しながら北東進中、B船がA船の左舷前方を遊走しながら北東進中、船長A及び船長Bが、互いに見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に向かって衝突するおそれがある状態で接近していることに気付かず、B船がA船の前路で右回転中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近距離を遊走する船舶がいる場合、その船舶に対する見張りを適切に行うこと。 ・ 水上オートバイの操縦者は、他の船舶等の近くで、急停止又は急回転を行わないこと。 ・ 遊走中の水上オートバイは、急停止又は急回転を行うことがあるので、できるだけ距離を確保して航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

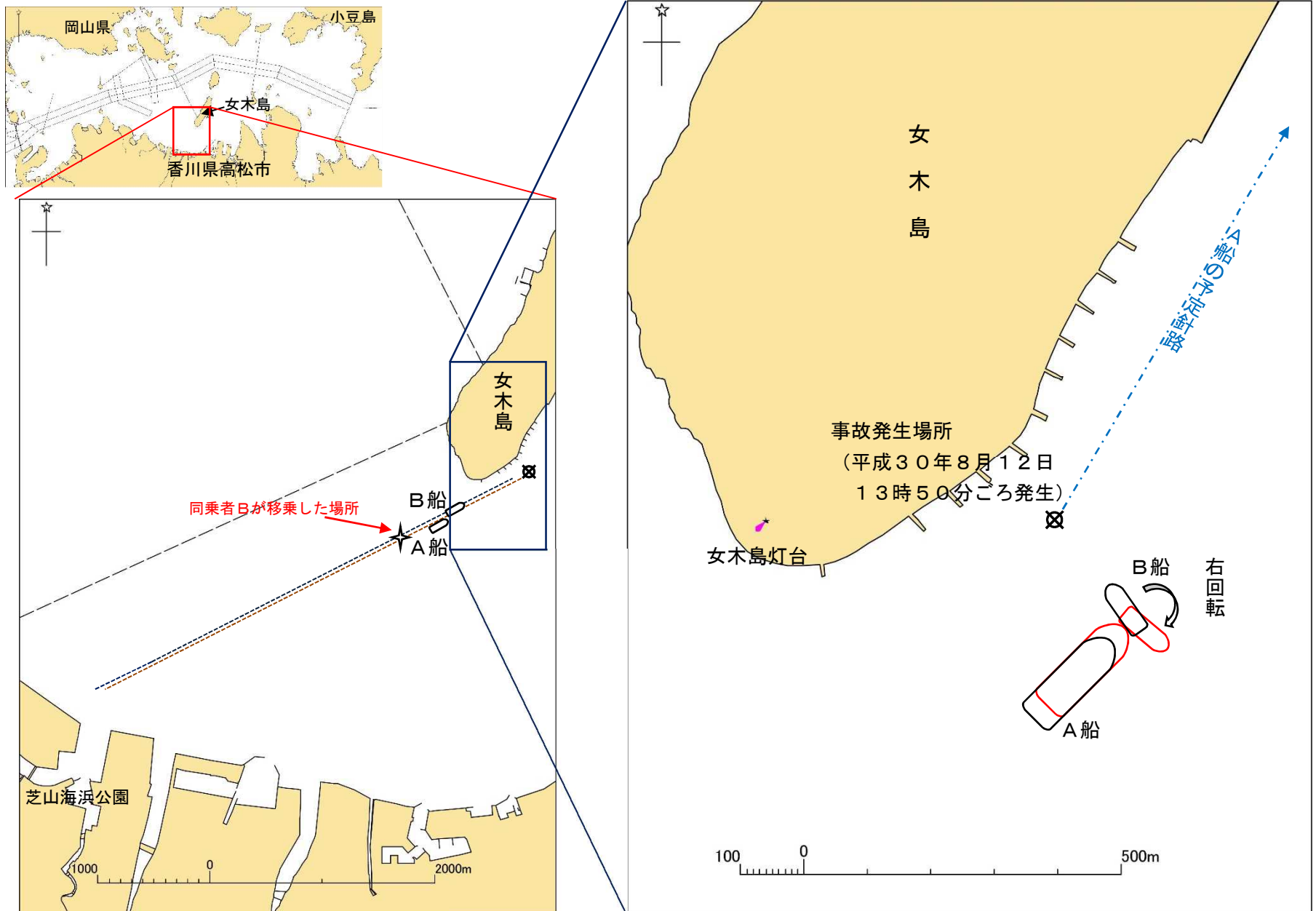


写真1 A船



写真2-1 A船の損傷



写真2-2 A船の損傷（左舷船首部）

